

流山市公共施設における LED 化推進指針

平成 23 年 7 月 8 日

■ 1. 趣旨

本市では、公共施設を財産と捉え戦略的な施設経営を行うファシリティマネジメント(以下「FM」という。)を推進している。本市の保有する建築物は約 190 施設 600 棟にのぼり、これらのポテンシャルを最大限に生かしていくことが求められている。

東日本大震災以降、電力需要の抑制は社会的な要請となっているが、光熱水費等のランニングコスト、固定経費の削減は、FM 推進の上でも重要な施策である。

光熱水費削減に有効な LED 照明は、電力消費量が小さく長寿命で更新頻度も低いことから、環境負荷が小さい。また近年、LED 照明の性能は著しく向上し、イニシャルコストも下落している。

これらのことを総合的に勘案し、「流山市公共施設における LED 化推進指針」を定め、公共施設の照明設備の LED 化を推進するものである。

■ 2. LED 化の基本方針

(1) 新築・改築

原則として、すべての照明を LED とする。

(2) 既存施設の大規模改修

照明器具の交換は、原則としてすべての照明を LED とする。

(3) 既存施設の修繕・更新

安定器の交換、器具の交換が必要な場合は、LED へ更新する。やむを得ない場合に限り、Hf 型や既存と同等の器具への交換を行う。

■ 3. LED 化にあたっての留意事項

(1) 照度等の技術的基準

ア 照度は、労働安全衛生規則の基準を遵守する。

イ 多灯分散・調光装置・タスク&アンビエント照明・自然採光など、LED の導入にあわせてイニシャルコストや照明負荷を可能な限り抑制する。

ウ 将来的な用途やレイアウトの変更を考慮する。

(2) 財政負担の軽減

ア 補助金・交付金などの特定財源の確保に努める。

イ 大規模改修の場合は、ESCO 事業の導入を検討する。

■ 4. 備考

本指針は、社会経済情勢の変化、照明技術の革新等にあわせて柔軟に見直しを図るものとする。